

公募型プロポーザル方式による企画提案の募集について

伊豆の国市デジタル人材育成業務に係る公募型プロポーザル方式による企画提案の募集について、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 20 日

伊豆の国市長 山下 正行



1 業務概要

(1) 業務名称

令和 8 年度 デジタル化推進事業 伊豆の国市デジタル人材育成業務

(2) 業務目的

デジタル技術の急速な進歩に併せて、自治体でのデジタル技術を活用した行政サービスの改善や効率化の推進が求められている。

近年の環境は著しく変化しており、変化にあわせ業務プロセスの見直し、蓄積されたデータの分析・利活用、革新的なアイデアを生み出す力の強化など、デジタル技術とデータを活用して、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図る「自治体 DX」を推進するためには、職員自らがデータを正しく理解し、活用できる組織風土の醸成が不可欠である。

庁内に蓄積されたデータを有効活用し、根拠に基づいた政策立案（EBPM）や抜本的な業務プロセスの変革（BPR）を牽引し、本市の DX 推進の核となるデジタル人材を育成することを目的とする。

(3) 業務内容

伊豆の国市デジタル人材育成業務仕様書に記載

(4) 委託期間

契約日の翌日から令和 9 年 2 月 28 日まで

(5) 委託上限額

2,420 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記の委託上限額には、本業務委託を履行するために必要な全ての経費を含む。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がない者であること。

(3) 参加者又はその役員等が、伊豆の国市暴力団排除条例（平成 24 年伊豆の国市条例第 10 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する者に該当しないこと。

- (4) 企画提案募集に係る公募開始日から企画提案特定の日までに、伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成 18 年伊豆の国市訓令第 14 号）に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (5) 伊豆の国市民税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- (7) 過去 5 年（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）以内に地方公共団体等の発注する「デジタル人材育成業務」又は同様のデジタル化や DX に特化した人材育成業務を行い、完了した業務実績を有すること。
- (8) ISO27001 又はプライバシーマークを取得していること。

3 プロポーザル実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告した日から令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 5 時まで

(2) 配布場所

伊豆の国市ホームページ内の入札・契約のページに掲載する。

<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/zaimu/shisei/nyusatsu/index.html>

4 プロポーザル参加申込書、企画提案書等の提出

(1) 参加申込にかかる提出書類の提出期限及び提出方法

① 提出期限

令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 5 時まで

② 提出方法

(3) の提出先へ持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申立等は受け付けない。

(2) 企画提案書等に関する提出書類の提出期限及び提出方法

① 提出期限

令和 8 年 9 月 24 日（木）午後 5 時まで

② 提出方法

(3) の提出先へ持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申立等は受け付けない。

(3) 提出先

〒410-2396

静岡県伊豆の国市田京 299 番地の 6

静岡県伊豆の国市役所情報政策課

電話：0558-76-8015 FAX：0558-77-2835

e-mail : system@city.izunokuni.shizuoka.jp

5 その他

- (1) 詳細は、「令和8年度デジタル化推進事業 伊豆の国市デジタル人材育成業務 公募型プロポーザル実施要領」及び「伊豆の国市デジタル人材育成業務仕様書」による。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、伊豆の国市総務部情報政策課とする。